

6/30 木曜

# 公益法人 支出肩代わり

## 日本産婦人科医会が政治団体支援

公益社団法人の日本産婦人科医会（医連）が、

関連政治団体である日本産婦人科医師連盟（医連）の事務所代や人件費を肩代わりしていることが29日までに、本紙が入手した内部資料などから分かりました。肩代わりは専付にあたることから、政治資金規正法に違反する疑いがあります。

医連は自民党的な医業英子参院比例候補、武田敏三参院議員をはじめ厚生労働相経験者らの政治団体内に多額の献金をしていました。

### 白民議員側に多額献金

本紙が入手した医業の総会資料によると、医連事務所内に「医連事務所」として、医会事務局

具体的には、医会と医連は別組織であり、それそれ事務局を設けている。しかし、医連の財源は、会員を対象してないため、医会の会員で、かつ医連の選出に賛同する者からの寄付金が、医連の財源となっている。この取られた医連の財源を政治活動に使っている。  
 ① 医会事務所内に医連事務所を設置しているが、その場所代は微収していない。  
 ② 医連事務局職員も医会事務局職員が兼任しており、医連事務局職員の給与は発生していない。  
 この2点のようにして医会が、医連を後援（サポート）していることについて、医会として承認していただきたい。

本紙が入手した日本産婦人科医会の総会資料の一部

## 事務所代・人件費… 規正法違反疑い

職員が医連の事務局職員を兼ね、「医連事務局職員の給与は発生していない」と説明。これらのサポートを医会として承認するよう求めています。

2018~20年の医連の政治資金収支報告書に、人件費や光熱水費、備品・消耗品費の支出はゼロでした。

事務所代や人件費の肩代わりは、献金にあたります。規正法では「その他他の政治団体」である医連は企業・団体からの献金を受けることが禁止されています。

取材に対し医会は、事務所代に関して、医連は医会の特定の場所を「占有・使用していない」と答えながらも、総会などの際に「会議室を借用している」と回答。人件費については、連絡などを医会の事務局長が年数回行っており、総会の資料準備は年一回、「半日程度時間を使うことがある」としています。

事務所代や人件費について、献金にあたるという「理解はしていない」としていません。

といつり、「誤解を生まないよう努め用についての負担をしていただい」と述べています。

公益法人は税制上の優遇措置を受けており、政治団体と明確に区別されることが求められています。ただ医連は医会と同じ住所で総務省に届け出ています。医連の代表は医会の前会長です。

医連は、厚生労働省に影響力のある医連議員の政治団体に献金していました。収支報告書によると、18~20年の3年間で献金とパートナー券購入を合わせると自民党参院議員の武見元厚労副大臣側に310万円、参院比例候補の自民党厚労政務官側に140万円支出しています。

このほかに、後藤茂之厚労相、田村憲久前厚労相の政治団体に献金やパートナー券購入があります。また自民党参院神奈川選舉区候補の原順子元厚労副大臣には18年に計20万円分のパートナーカードを購入しています。